

基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本食の祭典開催事業業務委託

2 趣旨及び目的

清らかな地下水をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた熊本市では、多様な農産物が生産されており、農業産出額は全国市町村で第9位（※1）、熊本県においても農業産出額は全国第6位（※2）と、いずれも全国上位に位置している。一方、民間調査の結果によると、食のイメージや食事の評価に関するランキングは高い水準とは言えず、食の魅力が十分に認知されていない状況にある。

このため、熊本の豊かな水に育まれた農水産物のブランド化を推進し、さらなる魅力向上を図るとともに、当該農水産物を用いた熊本の食の魅力について、豊かな水資源の仕組みや成り立ちなどのストーリー性をいかした情報発信等により、価値向上を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、本事業では、熊本市観光マーケティング戦略（※3）に基づき、熊本の農水産物等及び食の魅力の認知度やイメージの向上を図り、広く全国に発信することで、食をフックとした本市への観光客の誘客につなげることを目的として、マルシェと飲食店フェアを一体的に実施する「熊本食の祭典」を開催する。

※1 令和5年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

※2 令和6年農業産出額（都道府県別）（農林水産省）

※3 「熊本市観光マーケティング戦略」について

【熊本市ホームページURL】

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00354352/index.html>

3 履行場所

熊本市ほか

4 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

5 提案上限額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設

定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

6 業者選定

本事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

7 委託業務に係る留意事項

- (1) 本事業で使用する農水産物は、本市及び熊本連携中枢都市圏（※4）で生産されたものを基本とし、「熊本市の農業と水産業」（※5）を参考に出荷最盛期等を考慮すること。なお、これらの農水産物を原料として使用した加工品の取り扱いも可とする。これらを含め、以下「地元農水産物等」という。
- (2) 本事業の実施に必要となる経費については、全て本委託料の範囲内で対応すること。
- (3) 事業実績等について、本事業終了後にも提出を求める場合がある。
- (4) 提案にあたり、マルシェの売上・来場者数（熊本市区画）、飲食店フェアの参加店舗数、広報指標等をはじめ、本事業の効果を測る適切な数値を設定すること。
- (5) 本事業の実施にあたっては、熊本県の関係部署と連携すること。
- (6) 本事業の実施にあたっては、必要に応じ、熊本市観光振興協議会の委員の意見を参考にすること。
- (7) 業務着手の時期までに、仕様書に基づき業務工程表を作成し、提出すること。

※4 「熊本連携中枢都市圏」について

【熊本市ホームページURL】

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312353/index.html>

※5 「熊本市の農業と水産業」

【熊本市ホームページURL】

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji0032821/index.html>

8 業務委託内容

(1) マルシェの開催

県産品の販路拡大・消費拡大を目的として熊本県が熊本市内で実施する「食のみやこ熊本県」をPRするイベント（以下、「熊本県イベント」という。）において、地元農水産物等の販売及び飲食の提供等を行う区画（以下、「熊本市区画」という。）を設置し、当該区画の企画・運営を行うこと。

企画・運営にあたっては、熊本の豊かな水に育まれた農水産物のブランド化を推

進し、さらなる魅力向上を図るとともに、当該農水産物を用いた熊本の食の魅力について、豊かな水資源の仕組みや成り立ちなどのストーリー性をいかした情報発信等により、価値向上が図られるよう工夫すること。

なお、熊本市区画に係る企画、設営、運営、売上管理、来場者対応及び安全管理については、受託者の責任において実施すること。

また、実施に当たっては、熊本県と連携・調整しながら行うこと。

【実施概要】

日 程：令和9年（2027年）3月6日（土）・7日（日）

実施内容：地元農水産物等の販売および飲食の提供等

①地元農水産物等の販売

場 所：新市街アーケードを中心とした周辺地域

ブース数：15～20程度（目安）

小間サイズ：出展内容に応じて設定

主な備品：机、椅子、バックパネル等

②飲食の提供等

場 所：花畑広場を中心とした周辺地域

ブース数：15～20程度（目安）

小間サイズ：2.7m×3.6m

主な備品：テント、店名看板等

※ブース数等の内容については、受託者決定後、熊本県と協議の上決定するため、変動する可能性がある。

ア 出展者の募集、選定及び調整

出展者を広く募集し、出展の調整を行うこと。なお、出展者については、熊本市の農漁業者、農業協同組合、漁業協同組合、食品関連事業者等（市外は不可）とし、熊本市と協議の上、決定すること。

イ 会場設営

備品機材の準備・搬入、給排水・電気工事、会場装飾その他必要な設営を行うとともに、撤去まで対応すること。

なお、設営については、熊本県との調整により、熊本県の事業者が熊本市区画についても一括して実施する場合は、受託者は当該事業者と連携・調整のうえ対応するものとし、熊本市区画に係る設営費用は受託者が負担するものとする。

ウ 熊本市区画の運営

イベント当日は、熊本市区画の運営に必要な人員を配置し、熊本県と連携しながら運営すること。

エ 各種届出等

必要に応じて、保健所や消防署等との協議及び各種許可の届出・申請等の手続きを行うこと。

また、イベント実施に伴う事故等に備え、賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。

オ 実績データの把握

出展者ごとの売上や来場者数（熊本市区画）等の実績データを把握し、本事業の効果検証に活用できるよう整理すること。

(2) 飲食店フェアの開催

マルシェと連動し、飲食店や宿泊施設等（以下「飲食店等」という。）において地元農水産物等を活用したメニューの提供を行う飲食店フェアを実施すること。

実施にあたっては、熊本の豊かな水に育まれた農水産物のブランド化を推進し、さらなる魅力向上を図るとともに、当該農水産物を用いた熊本の食の魅力について、豊かな水資源の仕組みや成り立ちなどのストーリー性をいかした情報発信等により、価値向上や観光客の誘客が図られるよう工夫すること。

【実施概要】

日程：令和9年（2027年）2月下旬頃～3月下旬頃の間で、市と協議の上決定する

実施店舗：熊本市中心市街地を中心とした飲食店等

※熊本市を中心に、熊本連携中枢都市圏を主とし、熊本県内の飲食店等も参加可能とする。

ア 参加飲食店等の募集、選定及び調整

フェアに参加する飲食店等を広く募集するとともに、各飲食店等との調整等を行うこと。なお、参加飲食店等は、市と協議の上、決定すること。

イ フェア企画・運営調整、実施

(ア) 観光客等の消費者が、楽しく味わいながら地元農水産物等の魅力に触れることができるフェア企画を提案するとともに、参加飲食店等との調整を含め、フェア全体の運営を行うこと。

(イ) 観光客等の消費者をフェア参加飲食店等に誘客する工夫をすること。

(ウ) 参加飲食店等のフェアメニュー提供状況等の確認を行うとともに、フェア

期間終了後は、事業効果を報告すること。

ウ 参加飲食店等における地元農水産物等の継続利用の促進

フェア終了後も、参加飲食店等において地元農水産物等の利用継続につながる仕組みを併せて提案すること。

エ 広報の実施

飲食店フェアの実施にあたっては、熊本県イベント全体の広報と連動し、相乗効果が図られるよう配慮するとともに、観光客の本市への誘客及びフェア参加飲食店等への来店促進並びに熊本の農水産物等の魅力発信を目的とした広報を実施すること。

(ア) 熊本県が実施する広報内容と連携し、マルシェとの一体的な訴求となるよう、情報発信を行うこと。

(イ) 参加飲食店等や提供メニューに加え、使用される地元農水産物の特徴や旬等の魅力が伝わる内容とすること。

(ウ) チラシ、ポスター等の制作・配布及びSNSやWEB媒体を活用し、フェアの開催情報及び地元農水産物の魅力等について効果的な情報発信を行うこと。

なお、WEBサイトを活用する際は、本市のクラウドサービスの利用基準を満たすものか確認のうえ、活用すること。

(エ) 来店促進及び回遊性の向上を図るため、マルシェ来場者がフェア参加飲食店等に訪れる動線を意識した広報を行うこと。

(3) 交流会の実施

飲食店フェア開始前に、飲食店等における地元農水産物等の活用促進及び取引関係の構築を目的として、飲食店等と生産者等の交流会を実施すること。

交流会の実施にあたっては、次の内容とすること。

ア 飲食店等での地元農水産物等の活用促進につながる効果的な内容とすること。

イ 参加者間の関係構築及び継続的な取引につながるよう、マッチングの機会創出や情報提供等の工夫を行うこと。

ウ 交流会の実施結果については、効果検証を行うとともに、その結果を整理すること。

(4) アンケートの実施

ア 消費者や参加事業者（マルシェの出展者及び飲食店フェアの参加店舗をいう。以下、同じ。）等に対してアンケート等を実施し、事業効果について分析すること。

イ アンケートの内容は、事前に市と十分に協議することとし、多くの回答が得られるよう工夫すること。

(5) 事業成果検証及び報告書作成等

本事業の成果を検証し、事業実施に係る報告書の作成を行うこと。なお、作成に当たっては、参加事業者からヒアリングを行うなどして、事業成果を検証すること。

ア 報告内容

(イ) 本事業に係る実施結果、次年度以降に向けた課題等の整理及びその解決策の提案

(ロ) アンケート等の集計結果、マルシェの売上・来場者数（熊本市区画）、飲食店フェアの参加店舗数のほか、事業効果についての定量的な評価等

(ハ) その他委託業務の実施内容に関するもの

イ 報告書の提出方法

原則として、様式は任意とする。なお、冊子ではなくファイル綴じでも可。紙ベース1部及び電子データを提出すること。

ウ 成果品の提出期限

令和9年（2027年）3月31日（水）までに熊本市農業政策課農水ブランド戦略室に提出すること。

(6) 実施体制の構築

ア 事業運営体制の構築

参加事業者の調整をはじめ、運営に必要な人員及び体制を確保し、業務に支障・遅延をきたさないようにすること。

イ 問合せ窓口の設置

参加事業者、来場者等からの問合せに対応する窓口を設置すること。

9 著作権に係る留意事項

(1) 本業務において、第三者（本市及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

10 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに本市に報告すること。

1 1 遵守法令等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、業務に関する法令及び規程を遵守しなければならない。

特に個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）及び具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を遵守しなければならない。

併せて、受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者に対して、上記を遵守させるために必要な措置を講ずること。

また、本業務を遂行するに当たり、個人情報を使用する作業を含むため、契約書中「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

- (2) 受託者は、本業務において知りえた情報を事業終了後に利用したり、第三者へ漏洩してはならない。

1 2 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2) 本業務に必要な資料等の収集及び作成については、受託者が行うものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、適宜、本市と協議及び打ち合わせを行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。